301 公益社団法人日本歯科医師会役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本歯科医師会定款(以下「定款」という。)第32条の規定に基づき、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬等(報酬、賞与及び退職慰労金をいう。)及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員には、報酬等を支給する。
- 2 退職慰労金は、役員として勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により役員を退任した者に支給する。
- 3 退職慰労金は、引き続いて役員として選任された場合には、最終任期満了の時に一括して支給する。

(費用の支給)

第3条 役員には、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の費用について実費を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 報酬 別表第1に定める額
 - 二 賞与 別表第2に定める算式により算出される額を上限とした理事会で決定した額。別表2中の「報酬の月額」とは、当該役員が5月31日又は11月30日現在(退任した役員にあっては、退任した日現在)において受けるべき報酬の月額をいう。
 - 三 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額

(報酬等の支給方法)

- 第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。
 - 一 報酬 毎月23日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)。ただし、役員が就任又は退任した場合、当該月の報酬については、当該月の翌月23日に支給するものとする。
 - 二 賞与 毎年6月及び12月。ただし、賞与は、前年の12月1日からその翌年の5月31日までの間在職した役員については、6月に、6月1日からその年の11月30日までの間在職した役員については、12月に支給するものとする。在職期間が6か月未満の場合には、6か月に対する在職月数の割合に応じて、支給する。
 - 三 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により役員を退任した後6ヵ月以内
- 2 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族。以下同じ。)に 支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこと ができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(審議会)

- 第6条 理事会が、役員の報酬等に係る議案を代議員会に諮るに際して、会長は役員の報酬等及び費用に関し必要な事項について、役員報酬算定審議会に諮問し、理事会はその答申を参考とすることができる。
- 2 役員報酬算定審議会は、委員7名程度をもって構成するものとし、代議員会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、選任後最初の7月1日から2年間とする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月25日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月21日から施行し、平成28年3月1日に遡って適用する。

附則

この規程は、平成29年4月27日から施行する。

附 目

令和5年3月開催の第199回臨時代議員会における報酬改定に関する議案が承認可決されることを条件に、別表1及び別表3を令和5年7月1日から改正する。改正後のこの規程は、令和5年6月定時代議員会以降に就任した理事及び監事に適用する。

別表第1(第4条関係)

役職名		報酬の額
会長	月額	1,000,000円
副会長	月額	446, 900円
専務理事	月額	882,000円
常務理事	月額	446, 900円
理事	月額	150, 200円
常務監事	月額	438, 900円
監事	月額	150, 200円

別表第2(第4条関係)

6月の賞与 :	報酬の月額×3
12月の賞与 :	報酬の月額×3

別表第3 (第4条関係)

定額÷12×在職月数

役職名	定額
会長	3,978,000円
副会長	2,856,000円
専務理事	3,978,000円
常務理事	2,754,000円
理事	1,122,000円
常務監事	2,754,000円
監事	1,122,000円